

一般財団法人 神奈川県建築安全協会
長期優良住宅建築等計画に係る技術的審査業務手数料規程

平成 23 年 4 月 11 日改定

平成 25 年 4 月 1 日改定

平成 27 年 4 月 1 日改定

平成 28 年 4 月 1 日改定

(趣旨)

第 1 条 この規程は、長期優良住宅建築等計画に係る技術的審査業務規程（以下「業務規程」という。）に基づき、一般財団法人 神奈川県建築安全協会（以下「協会」という。）が実施する技術的審査に係る手数料（以下「手数料」という。）について、必要な事項を定める。

(適用除外)

第 2 条 所管行政庁からの依頼による場合の手数料については、所管行政庁との契約に基づくものと
し、この規程は適用しない。

(手数料の額)

第 3 条 新築の手数料の額は、別表 1 に定めるところによる。ただし、次の各号の一つに該当する場合
においては、法第 6 条第 1 項第 1 号に係る認定基準の技術的審査の依頼の場合には、別表 2 に定める
額とする。

一 建築基準法第 6 条第 1 項第 2 号又は第 3 号に該当する一戸建住宅

二 住宅以外の用途と併用する共同住宅等で、住宅以外の用途に供する部分の床面積の合計が、延べ
面積の 2 分の 1 を超えるもの

三 共同住宅等で、認定申請対象住戸が当該共同住宅の住戸数の 2 分の 1 に満たないもの

2 増築・改築の手数料の額は、別表 3 に定めるところによる。ただし、次の各号の一つに該当する場
合においては、法第 6 条第 1 項第 1 号に係る認定基準の技術的審査の依頼の場合には、別表 4 に定め
る額とする。

一 建築基準法第 6 条第 1 項第 2 号又は第 3 号に該当する一戸建住宅

二 住宅以外の用途と併用する共同住宅等で、住宅以外の用途に供する部分の床面積の合計が、延べ
面積の 2 分の 1 を超えるもの

三 共同住宅等で、認定申請対象住戸が当該共同住宅の住戸数の 2 分の 1 に満たないもの

3 限界耐力計算等の特別な計算方法による場合は、別途料金を加算する。

(手数料の特例)

第 4 条 前条の規定にかかわらず、理事長が特に認めた場合は、手数料の額を減額する。

(計画変更手数料)

第5条 適合証が交付された後に行う計画の変更に係る手数料は、前条に定める額の2分の1の額とする。

(手数料の納入)

第6条 依頼者は、前4条に定める依頼をしようとする際には、あらかじめ銀行振込により、当該各条に定める額の手数料を納入しなければならない。ただし、窓口において現金により納入することもできるものとする。

2 前項の規定により銀行振込とする場合の振込手数料は、依頼者の負担とする。

(手数料の返還)

第7条 技術的審査の依頼の際に協会が収納した手数料は返還しない。ただし、協会の責に帰すべき理由により、適合証が交付できなかった場合は、この限りでない。

(再発行料金)

第8条 適合証等を再発行する場合の手数料の額は2,000円とする。

(附則)

この規程は、平成21年5月20日から施行する。

この規程は、平成23年4月11日から施行する。

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

別表 1 新築の手数料

単位：円（消費税、地方消費税を含む）

(い)		(ろ)	(は)
技術的審査に係る建築物の 住戸の総数		認定基準の区分ごとの手数料の額（1件につき）	
		法6条第1項第1号	法第6条第1項第2号、 第3号、第4号イ又は第 5号イ、第4号ハ又は第 5号ロ
一戸建住宅（併用住宅を含む）		38,000	6,000
共同住宅等	2～ 5戸	88,000	10,000
	6～ 10戸	134,000	15,000
	11～ 30戸	279,000	30,000
	31～ 50戸	502,000	40,000
	51～100戸	851,000	50,000
	101～200戸	1,650,000	90,000
	201～300戸	2,380,000	120,000
	301戸以上	3,040,000	150,000

※1 法第6条第1項第2号、第3号、第4号イ又は第5号イ、第4号ハ又は第5号ロのいずれか1以上の技術的審査を依頼する場合は、認定基準の区分ごとの手数料（は）欄の手数料の額を加算する。

2 設計住宅性能評価と併願審査を依頼する場合は、（い）欄の区分に従い（は）欄の手数料の額とする。

別表 2 新築の手数料

単位：円（消費税、地方消費税を含む）

(い)		(ろ)
床面積の合計		認定基準の区分ごとの手数料の額 (1件につき、1,000円未満切捨て)
		法6条第1項第1号
一戸建住宅 (併用住宅を含む)	200㎡未満	53,000
	200㎡以上	73,000
共同住宅等	1,000㎡未満	$(5,000M + 200,000) \times 2/3$
	1,000㎡以上 2,000㎡未満	$(5,000M + 300,000) \times 2/3$
	2,000㎡以上 3,000㎡未満	$(5,000M + 450,000) \times 2/3$
	3,000㎡以上 4,000㎡未満	$(5,000M + 560,000) \times 2/3$
	4,000㎡以上 5,000㎡未満	$(5,000M + 630,000) \times 2/3$
	5,000㎡以上 10,000㎡未満	$(5,000M + 900,000) \times 2/3$
	10,000㎡以上	$(5,000M + 1,500,000) \times 2/3$

※1 Mは認定申請対象戸数

2 法第6条第1項第2号、第3号、第4号イ又は第5号イ、第4号ハ又は第5号ロのいずれか1以上の技術的審査を依頼する場合は、別表1の(は)欄の手数料の額を加算する。

3 設計住宅性能評価と併願審査を依頼する場合は、別表1の(い)欄の区分に従い(は)欄の手数料の額とする。

4 住宅型式性能認定又は型式住宅部分等製造者認定を受けた住宅で、一部業務の省略ができる場合は、(い)欄の区分に従い(ろ)欄の額の10分の2を減じた手数料の額とする。

別表 3 増築・改築の手数料

単位：円（消費税、地方消費税を含む）

(い)	(ろ)	(は)
住宅の建て方	認定基準の区分ごとの手数料の額（1件につき）	
	法6条第1項第1号	法第6条第1項第2号、第3号、第4号イ又は第5号イ、第4号ハ又は第5号ロ
一戸建住宅（併用住宅を含む）	57,000	6,000
共同住宅等	別途見積り	

※1 法第6条第1項第2号、第3号、第4号イ又は第5号イ、第4号ハ又は第5号ロのいずれか1以上の技術的審査を依頼する場合は、認定基準の区分ごとの手数料（は）欄の手数料の額を加算する。

別表 4 増築・改築の手数料

単位：円（消費税、地方消費税を含む）

(い)		(ろ)
床面積の合計		認定基準の区分ごとの手数料の額
		法6条第1項第1号
一戸建住宅 (併用住宅を含む)	200㎡未満	72,000
	200㎡以上	92,000
共同住宅等		別途見積り

※1 法第6条第1項第2号、第3号、第4号イ又は第5号イ、第4号ハ又は第5号ロのいずれか1以上の技術的審査を依頼する場合は、別表3の（は）欄の手数料の額を加算する。